清水港港湾計画書

- 軽易な変更 -

平成 31 年 3 月

清水港港湾管理者 静 岡 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- · 平成 1 6 年 5 月 第 2 7 回静岡県地方港湾審議会
- ・平成16年 7月 交通政策審議会第11回港湾分科会の議を経、その後の変更については
 - · 平成 1 8 年 3 月 第 2 8 回静岡県地方港湾審議会
 - · 平成 1 9 年 2 月 第 2 9 回静岡県地方港湾審議会
 - 平成20年 3月 第30回静岡県地方港湾審議会
 - · 平成 2 1 年 3 月 第 3 1 回静岡県地方港湾審議会
 - 平成23年12月 第35回静岡県地方港湾審議会
 - 平成24年 3月 交通政策審議会第48回港湾分科会
 - ·平成27年 3月 第37回静岡県地方港湾審議会
 - 平成 2 9 年 3 月 第 3 8 回静岡県地方港湾審議会
 - 平成 2 9 年 9 月 第 3 9 回静岡県地方港湾審議会
- ・平成29年11月 交通政策審議会第69回港湾分科会の議を経た清水港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 小型船だまり計画	3
洪泳の理(英の動/典 T. マッ゚/ロ 人	4
港湾の環境の整備及び保全	4
1 港湾環境整備施設計画	4
土地造成及び土地利用計画	5
1 土地造成計画	5
2 土地利用計画	5

変更理由

- 1. 既存の内貿埠頭機能の拡充と利便性向上を図るとともに、港における賑わい空間の創出のため、江尻地区において、公共埠頭計画、港湾環境整備施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。
- 2. 利用漁業者からの要請に対応するため、江尻地区において、小型 船だまり計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 江尻地区

化学工業品の内貿貨物等の取扱いや、給油船等の小型船の利便性向 上を図るため、公共埠頭計画を次のとおり変更する。

水深 6.5 m 岸壁 2 バース 延長 185 m (うち 160 m 既設) [既設の変更計画] E17・18

水深4.5m 岸壁2バース 延長139m [既設の変更計画] E6・7

水深4.5m 岸壁3バース 延長260m [既設の変更計画] E8~10

水深4.5m 岸壁2バース 延長130m [新規計画] E11・12 埠頭用地 18ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) (うち16ha既設、1ha既定計画)

「既定計画の変更計画]

既設

水深6.5m 岸壁2バース 延長185m E17・18

水深4.5m 岸壁2バース 延長149m E6・7

水深4.5m 岸壁3バース 延長204m E8~10

既定計画

埠頭用地 16ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(うち16haは既設)

2 小型船だまり計画

2-1 江尻地区

漁船の利便性向上を図るため、以下の施設について計画を変更する。

江尻船だまり

防波堤(波除) 延長111m(うち91m既設)

「既設の変更計画」

岸壁 水深4.5 m 延長124 m [既設] 船揚場 延長25 m [既定計画の変更計画]

既設

防波堤(波除) 延長91m

既定計画

船揚場 延長20m

港湾の環境の整備及び保全

- 1 港湾環境整備施設計画
- 1-1 江尻地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

緑地 1 h a

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地造成計画

単位: ha

						1 12. 114
用途地区名	埠 頭 用 地	港湾関連用地	交流厚生 用 地	工 業用 地	交通機能 用 地	合 計
江尻	(1) 1					(1) 1

- 注1)()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。
- 注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
- 注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

2 土地利用計画

単位:ha

用途地区名	埠 頭 用 地	港湾関連 用 地	交流厚生 用 地	工業用地	交通機能 用 地	合 計
江尻	(18) 18	(8) 8		(19) 19	(1)	(46) 46

- 注1)()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
- 注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
- 注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。



